

第2回 第七次東大和市男女共同参画推進審議会 会議録（概要）

日 時	平成29年9月14日（木曜日）午後7時～午後8時30分
場 所	会議棟 第6会議室
出席委員	久保田委員、外池委員、小林委員、鈴木 _京 委員、鈴木 _富 委員、奥田委員、野口委員、田口委員、忽滑谷委員、岡田委員、境委員、中村委員、中山委員
欠席委員	安田委員
事務局	市民部長、地域振興課長、消費・共同参画係
会議の種別	公開
傍聴者数	0名
会議次第	別紙のとおり
事前配布	・第二次東大和市男女共同参画推進計画平成28年度推進状況のまとめ
配布資料	・次第

○会長挨拶

○市民部長挨拶

1 第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）平成28年度年次報告書（推進状況調査報告書）について答申案検討

事務局：A4版3枚の資料につきましては、1枚目と2枚目で計画の概要について、3枚目につきましては、推進状況調査の結果について、その概要を記載しております。

計画（改定版）には4つの目標があります。

1. あらゆる分野への男女共同参画
2. 互いの人権の尊重
3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
4. 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実

この4つの目標に掲げ、それぞれの課題に関連し、主管課で28年度に取り組んだ事業がどうだったかという事をまとめております。

現時点では、事業の中で、順調または達成が55事業で53.9%です。概ね順調またはほぼ達成できたが、さらに工夫が必要または配慮したが事業を実施する上でさらに工夫が必要は、37事業で36.3%です。検討が必要または配慮できずは5事業で4.9%です。未実施は5事業で4.9%となっております。

まずは改訂版において新規となった3事業について説明します。

1 ページNO.3 女性管理職の登用促進ですが、東大和市職員の昇任試験等実施規則に規定する昇任選考の結果で女性1名が平成29年4月1日現在において副参事職に昇任しましたが、東大和市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に掲げている平成31年度までに13.5パーセント以上とするには今一步及ばずの11.1パーセントのため★2つの自己評価となっております。

続きまして、3ページNo.15 男性の地域活動への参加促進ですが、社会教育課での取組において実行委員会方式で実施されているイベントで多くの男性が実行委員として関わっているため★3つと自己評価しています。

また、中央公民館での取組では、講座の一部回において地域課題を共有する機会を設けたが、男性

の参加が女性より若干下回ったため★2つと自己評価しています。

次に同じく3ページNo. 16 防災分野への女性の参画ですが、防災安全課の取組において防災分野においては、性別より人としての役割を重視しており、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに実施しているため★2つと自己評価しています。

続きまして、改定の際に事業が変更され、課として新たに取り組むこととなった3事業に対して説明します。

4ページのNo. 17 思春期の性と健康に関する正しい知識の啓発ですが、健康課に加え教育指導課が追加されました。学習指導要領に基づき計画を立て小中学校において適正に指導が行われたとして●3つと自己評価しています。

次に9ページ下段のNo. 42 男女共同参画関連講座の充実ですが、中央公民館に加え健康課及び地域振興課が追加されました。健康課ですが、平日働いている市民が参加しやすいよう事業の一部を土曜日に開催しています。両親学級は男性の参加が多く見られるが健康教室は現役世代の参加が少なく周知方法等に工夫の余地がみられることで★2つの自己評価となっています。

10ページの地域振興課ですが、年間5回の講座を開催し、講座を通じて参加者に男女共同参画に関する知識や意識の向上につなげることができたとして★3つと自己評価しました。

続きまして、11ページのNo. 43 男女共同参画関連講座への男性の参加・参画の促進ですが、中央公民館に加え地域振興課が追加されました。男性の参加を意図した講座を開催し、参加への促進を促せたものの、女性参加者が依然多いため★2つと自己評価しました。

続きまして、平成27年度の年次報告書の56ページをお開きください。審議会からの答申を掲載しています。平成27年度に各課で実施した事業内容や評価及びその理由に対して、御意見をいただいたものです。

この平成27年度の答申に対して、28年度における各所管課での取組状況について御説明します。

1 「目標1 あらゆる分野への男女共同参画」に対する取組について

課題1 市政への男女共同参画の推進

審議会等の男女比率の割合を計画(改訂版)で提示された目標数値である30%以上の達成に向けて、女性の登用率向上を図るよう、御意見がありました。

資料1ページを御覧ください。平成28年度は前年度と比較して、女性委員の占める割合は25.8%となり0.7%減少したが、女性委員のいる審議会等の割合は82.9%となり2.4%上昇しました。

課題2 教育の場における男女共同参画の推進

学校教育の場において、児童・生徒がお互いの人格を尊重し、支えあう取組の充実を図るため、男女平等や男女共同参画の意識の啓発を深める必要があります。「母性尊重教育の充実」や新たな課題に対応するためにも小・中学校の授業や生活指導に加え、関連部署との連携などの充実を図るよう、例えば、資料5ページの目標2の課題1No.21のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ理念の普及との連携の取組との連携を図りながら、性教育、妊娠等の母性尊重の観点からの教育を推進してください。という御意見がありました。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ理念の普及に関しましては健康課の取組になりますが、教育委員会には具体的な取り組み項目が設定されていないため、健康課と教育委員会の連携が必要となります。

2 「目標2 互いの人権の尊重」に対する取組について

課題1 生涯を通じた互いの性の尊重と健康支援

目標1の課題2でも示された内容で、資料5ページのNo.21 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ理念の普及の取組について、教育委員会と連携した取組を推進してください。という御意見がありました。

課題2 配偶者からの暴力の防止

DVの被害者を救済支援するためには、救済を必要としている人に支援が届くよう、情報提供に工夫す

るよう、御意見がありました。

資料6ページのNo.27において、関連するテーマで開催した男女共同参画講座を通じて支援機関等の情報提供を行いました。

資料7ページのNo.29セクハラ、ストーカー行為防止に向けた広報、啓発について、前述の講座を通じた周知のほか、市報や市ホームページへの掲載や、公共施設の女性トイレへ情報カードの設置などを通じて情報提供を行っております。

3 「目標3 「仕事と生活の調和」の推進」に対する取組について

課題1 「仕事と生活の調和」を実現する支援

市民における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉や取組が浸透していないという調査結果を受け、PRや更なる意識啓発に努めてください。という御意見でした。

資料19ページのNo.52から54までにおける広報や周知活動に加え、No.55から67までの子育て支援に関連する取組を通じた意識啓発を図っています。

課題3 働く場における男女共同参画の推進

安心して仕事を続けることができる職場環境をつくるためには、事業主の理解と働く人の意識の改革が重要です。そのため、商工会等を通じた事業主への働きかけとホームページ等を活用した働く人の意識改革を進めるよう、御意見をいただきました。

資料25ページのNo.74から77までの取組を通じて、国や都の情報や取組を中心に「事業主」及び「働く人」の双方へ情報提供を行いました。

4 「目標4 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」に対する取組について

男女共同参画社会を実現するためには、その推進に向けた組織体制が重要であり、推進計画期間終了までに選任組織の設置を要望します。

また、男女共同参画推進拠点の整備については、暫定的な措置としての既存施設を一層活用し、恒久的施設については、計画策定に向けて取り組んでください。という御意見でした。資料27ページのNo.81において組織に関する見解、No.84において、既存施設のPRについて新たに取り組みました。

27年度の審議会からの答申につきましては以上です。

会長：時間を区切り No.1からNo.16まで、【目標1 あらゆる分野で男女共同参画】の御意見をいただきたいと思っております。御意見のある方は、No.いくつというようにお願いします。

委員：No.1 審議会等の男女比率の改善

審議会等の男女比率の改善の昨年の目標が50%達成とありますが、都の条例の共同参画比率4割市の条例では半分、このままでは達成出来ない気がします。都の条例及び市の条例といった標記規定を入れたら良いと思っております。達成出来ないではないかと心配されたと思っております。他の審議会では、課長何名といった、審議会がある。そういう審議会では女性の参加が出来ない。という返答をいただいております。

後、減ったところはどこでしょうか。

事務局：減ったところは、情報公開個人情報審議会2名から1名に、看護認定審査会12名から10名に、青少年問題協議会6名から4名に、図書館協議会5名から4名に、子ども子育て支援会議7名から6名に、逆に増えたところもあります。

委員：No.15 男性の地域活動への参加の促進

東大和市民運動会はふれあい市民運動会の間違いではないですか。

No.16 防災分野への女性の参画

訓練には参加していますが、防災計画そのものに参加をするという事が大事ではないですか？防災

計画に女性が参加するという事が抜けているのでは、計画に参加するという事が女性参画になりません。

事務局：防災計画を作るのは東大和市防災会議で、委員は当て職の方が多い会議です。

委員：東大和市防災会議の委員で、今回、防災訓練に参加しました。AEDや避難所開設訓練へ参加しました。シートとシートの間が5cm位しかなく、落ちて寝られないと思います。もう少しシートとシートの間を開けてもらえないか聞いたら、「運営委員よる。」と言われました。運営委員は自治会の方達がやっていて、自治会の方達が男性ばかりだったら男性的な視点で運営されてしまう。避難所の運営を女性の視点から見たマニュアルがあるべきだと思います。防災計画策定に女性の参加はないのですが、実際に運営できるマニュアルが有るのか無いのか疑問に思います。

事務局：避難所に関しては、避難時運営マニュアルが作られています。体育館に避難する場合、女性、お子さん、御高齢の方に配慮した形になっています。全てが女性の視点になっているかは分かりません。

避難所運営マニュアルとして見直す事を防災安全課へ御意見として挙げていただけるのはいいと思います。今回の総合防災訓練で、避難所開設訓練を担当しているのは社会教育課とか学校で、紙上訓練を行い体育館に集まり、どう云う物が必要か、学校で使っていない部屋があるか職員と話し合った上での訓練ですので実際に設営するとかの訓練ではなく総合防災訓練ではやっておりません。

避難所体験訓練が昨年、別のどこかの地域で行なわれたと思います。

委員：No. 9 男女共同参画に関する教職員用の図書の充実

事業名の所に図書の充実・目標も教職員の図書の充実となっている場合、図書の充実というのは右に書いてある『みんなの幸せをもとめて』とか人権教育プログラムの冊子の他にも男女共同からも女性の働きとか行政の資料・雑誌とかを揃えて置くというのが図書の充実だと思います。

図書の充実ではなく図書の活用ですね。タイトルが図書の活用の充実なら分かりますが、目標と事業名と実績のズレがあります。実績というのは何なにを実施した、何かが出来た、というようにならないといけないと思います。何かの評価が無ければ実績とは言わないです。そこの所の訂正を皆さんでやっていかなければ行けないと思います。

事務局：表現は、委員の皆様から出していただいた内容を所管課へ伝えます。

No. 2の女性教諭の管理職選考試験等における受験の奨励ですが、昨年の報告書を見ますと受験対象女性教諭23名、受験者数2名でした。

委員：今回初めて参加ですが、こんなにもたくさん進められていて大変な事だと思いました。

読んでいて思ったのが、目標があって実績があり評価がある。目標は元々どういう人なのか、ゼロだった人に意識を持ってもらう事が出来たのか、意識がある人には深めてもらう事が出来たのか、どういった人に参加して欲しかったけどもこうだったとか。

例えば30代のお父さん、お子さんを持っている男性の方に参加して欲しかったけど、実際は御高齢者、女性ばかりだったとか。そういう所が見えにくいと感じました。

実際に大勢の方が参加されたと思うものもあったし、未開催のものがあったり、そもそも、どういった方に参加してもらいたい、というのがあってこの結果になったのか。例えば、「男性10名、女性5名」。男性の方が10名参加していただいているからこれで良かったのかもしれないし、女性の参加を目標にしているに、女性が全く参加していなければ、計画としてはちょっと改善した方が良いと思います。

委員：男女共同参画の委員だから、そういう視点で見ますけど、ここにある事業はすべてそうとは言えない。主目的は全部同じ表現ではないし、所管課が自己評価しているので、甘い所もあれば、堅い所もある。一概には言えない。

会長：【目標 2 互いの人権の尊重】No. 17からNo. 51までの御意見をいただきたいと思います。

委員：No. 43 男女共同参画関連講座への男性の参加・参画の促進

東大和市も高齢化が進み男性の60歳過ぎた人が表に出る機会、地域との関わりがなくなる事が多くなってきて、その為の講座や集まりがなくて、講座というのとNo. 15の男性の地域活動への参加促進を合わせてこれからは60代70代が何かしら活動できる場所が出来ないかと思います。高齢者に対し積極的に参加を促す。

子育て支援へは力を入れてきていますが、高齢者にはどうなっているか、心配もあります。推進計画には、まだ、無かった気がします。推進計画に基づいての推進状況なので、今後の推進計画をもっと検討しましょう。

委員：No. 44 講座等の充実

社会教育関係だと、意識があるようで中央公民館での講座は何年か前から、成人向け、高齢者向けと徐々に増えていっている。中央公民館で色々な講座をやっているが、情報が行き着いていない。

要望としては、たくさん講座を開いていただいているので募集方法を工夫していただきたい。

男性の方が一歩踏み出しづらい。女性の方が積極的に踏み出しますので、背中をポンと押していただけるような募集があると、もっと充実した感じになると思います。

あと、No. 42の地域振興課の取組とNo. 43の地域振興課の取組ですが、追加で説明されましたが同じものなのに評価の★が違うのは、違和感があります。取組をしたのであればNo. 43も★3つにしてもいいのではないですか。男性の参加が少ない訳でもない。数年前に比べて男性の参加が多く努力していると思います。

委員：No. 37 男女共同参画に関する広報、啓発

キーワード解説というのは何の事ですか？

事務局：言葉が不足し申し訳ありませんでした。

キーワード解説とは、市報に載せてある、例えばワーク・ライフ・バランスはこういう事です。とかを言葉にして紹介した事を言いたかった事です

委員：No. 32 関係機関との連携の強化 No. 33 配偶者暴力相談支援センター機能設備の検討

未実施になっていますが、28年度に推進計画が改訂された時に実施できるように検討されていないまま来ていて実施できる方向で改訂、検討するのではないかと思います。23年度からずっとやっていないのではないですか？

先送りになっている気がします。

事務局：DVに関しては東大和警察署に相談窓口はございます。DV被害に遭わないように。遭った時の対処法は東大和警察署と共同で研修をしています。

委員：確認ですが、黄色い冊子のNo. 29で改訂版ですとNo. 32にあたると思いますが、昨年度は関係機関による協議会の設置でした。協議会の設置に関しては未実施で良いですが、今年度に関しては関係機関との連携の強化とあります。事業名が変わっています。関係機関との連携強化であれば未実施ではない。事業名にあった実績にして欲しい。

事務局：A3の方は改訂版、黄色い冊子と若干ズレがあります。切り替え時でした。

委員：No. 38 市民意識調査の実施

取組内容が「定期的に」となっておりますが、実績の方は定期的な内容になっていない。定期的とは5年に1回、3年に1回やるという事ですよね。確認ですが、平成28年度の実績ですよね。平成28年4月1日から平成29年3月31日までの前提で考えると、すごく違和感があり、平成と書く必要がない。何年に発行と改まった時は良いと思いますが平成を付けると煩わしくなる。要らないと

思います。

No. 39 男女共同参画川柳等の募集

川柳の募集しかしていないのに「等」はいらない。

No. 17 思春期の性と健康に関する正しい知識の啓発

健康問題について、「テレビやインターネット等の偏った情報にまどわされる事がないよう」とありますが、テレビ・インターネットがみんな間違っているような感じで表現として不味くないですか。誤解を招くと思います。

No. 21 心身の健康づくりの促進に関する情報提供

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの説明がない。一般市民も見るのであるから説明を加えなければならない。

会長：【目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進】No. 52からNo. 79までの御意見をいただきたいと思います。

委員： **No. 54 男女共同参画啓発グッズの作製及び活用**

横断幕をやるのはいいですが、「男女共同参画週間」だけではそっけない。キャッチフレーズを入れるとか味がない。「女性に対する暴力をなくす運動」だけでは今年はこちらの事を進めているとかのキャッチフレーズを入れた方がただの横断幕を貼っているよりはいいと思う。

「目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」となっていますが、今は東京都やマスコミもみんなワーク・ライフ・バランスになっているのに、「仕事と生活の調和」を入れているのは推進計画でそうなっているからしょうがないですが、一般的にはワーク・ライフ・バランス。今度直す時には外して欲しい。

事務局：横断幕は出来あいの品であり、別にプリントして貼り付ける感じになってしまいます。「男女共同参画週間」は国からキャッチフレーズがきます。ポスターの数が限られているので、そこに貼るのはちょっと難しく今回はPCでプリントアウトして関連する所に貼るようにしました。

今後、このような事をしてキャッチフレーズを広めて行きたいと思います。

委員： **No. 58 学童保育事業の充実**

評価理由のところがちょっと違うと思います。27年度の年次報告書ですと、第三小学校、第五小学校、第六小学校が入っていない。

28年度の報告書では入っていて増えています。増えているという事は、「男女問わず参加しやすいように配慮した」のではなく、「待機児童解消に努めてきた」というようにならないとおかしいと思いました。

No. 61 子ども家庭支援センター事業の充実

相談件数が288件、前は129件、27年よりも159件増えているのに、延べ人数が27年度も28年度も7,998件で変わらない。印刷ミスなのかなと思いながら見ていました。

会長：ミスの可能性が有りますね。確認をお願いします。

待機児童は関係部署に言えば、その通りだと思うかもしれませんが。事務局お願いします。

委員： **No. 54 男女共同参画啓発グッズの作製及び活用**

生活における男女共同参画で育児に関しては分かっていますが、男性が女性のやっている家事をしているか？家庭における男女共同参画の取組はあるのか？

提案ですが、わが家の家事参加の体験談を集めて冊子にするとか発表するといった事、全く家事をやらなかった男性がやり始めたという事もあります。こういった取組が一番、男女共同参画になると思います。

一歩踏み込んだ企画、内容があれば市民全員が男女共同参画に参加するのではと思います。
事務局：家事体験談という貴重な案を出していただきありがとうございます。

No. 5 2に書いてありますように男女共同参画情報誌「はーもにい」を発行しています。

委員：No. 5 5 父親ハンドブックの配布

これは東京都ですか？女性向けの物はありますか？

委員：ハンドブックは東京都の物で、配布ただけで活用はしていません。

委員：No. 6 4 子育て相談事業の継続

評価理由の「育児グループ」とありますが、「相談グループ」の間違いだと思います。

「出張育児相談の利用者が少ないので28年度から終了した。」とありますが、27年度は回数12回、延人数103名、決して少なくはないと思います。

出張相談ではなくて保健センターで行うとなっていますが、実際に赤ちゃんを連れて保健センターへ出向くのは地域によっては本当に大変です。市民の声を聞いての事で終了したのであればいいのですが、利用者の声もないので疑問に感じました。

会長：健康課に問い合わせさせていただくという事でいかがでしょうか。

委員：No. 4 4 講座等の充実

中央公民館④ここがふるさと・東大和市の魅力発見・発信し隊の3・報告会「見本市」は何の見本市ですか？

会長：【目標4 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の設備・充実】No. 8 0からNo. 8 6までの御意見をいただきたいと思います。

委員：No. 8 1 男女共同参画担当相談窓口の充実

★3つとなっていますが、「消費・共同参画係」とありますが「男女」が抜けているのは省略しすぎだと思います。「男女」が入って1つの課にして欲しいくらいです。

他市では、男女青少年課というように課に格上げしているところもありますが、専任組織と言っているのに、消費と一緒にしているのに、★3つというのはどうですかね。

事務局：組織改正は年1回、名称の変更は来年の4月、組織の定員のヒアリング年1回、全課の課長と職員課、企画課のヒアリングはします。庁内ですと人権は別の部署がやっております。

男女共同参画を考えますと、人権と言う問題もかなり深く関わっております。全庁で見て今の体制を整えておりますので男女共同参画課となるにあたっては今、やっている事に何が出来るのか、我々もそうですが審議会の皆様の提案が参考になります。

委員：消費が前に付くので、共同参画係を男女共同参画係にするとよいです。

会長：他に何かございますか。

委員：今回、事務局から昨年の方針を説明してもらえ、すごく良い事です。

会長：御意見ありがとうございました。今後の予定を事務局からお願いします。

事務局：本日いただいた意見を事務局でまとめ、次回10月の審議会の開催通知と一緒に、答申案を送付予定です。

10月の審議会で、答申案についてご意見をいただき、11月の審議会で最終確認をします。市長、会長、副会長の日程を調整し、11月中に市長に答申する予定です。

年次報告書は12月15日金曜日に公表予定です。

2 川柳選考委員会委員の選出について

事務局：資料1の東大和市男女共同参画川柳選考委員会の設置及び川柳の選考に関する要領を御覧ください

い。

波線がひいてある「第4 委員会は、東大和市男女共同参画推進審議会の会長、副会長、審議会から推薦された委員2名及び市民部長の5名をもって組織する。」とあるように、構成委員は会長、副会長、審議会から2名、市民部長の計5名となりますので、審議会委員の中から2名選出していただきます。

選考委員会の開催日時は、11月20日月曜日から24日金曜日の間の日中で調整したいと考えております。

また、選考委員の皆様には平成30年2月17日土曜日に開催する予定の男女共同参画フェスタ第1部の川柳表彰式に御出席いただき、委員長には表彰式の司会をお願いしております。

なお、川柳選考委員会及びフェスタへの出席は報酬ができませんのであらかじめ御了承ください。以上です。

委員：男性の委員、女性の委員とそれぞれ選考委員になったほうがいいと思います。

—推薦により選考委員決定—

—拍手—

3 その他

(1) 男女共同参画講座について

事務局：「夫婦のワーク・ライフ・バランス コミュニケーション講座」を開催します。

講師はNPO 法人 tadaima!代表理事家事シェア研究家をお迎えします。

また、今後の講座の予定として、11月14日火曜日午後に女性に対する暴力をなくす運動に関連する企画で調整中です。

(2) 次回審議会（第3回）の開催について

事務局：平成29年10月19日木曜日午後7時から会議棟第6会議室にて行います。